

小規模事業者の
みなさまへ

令和元年度補正予算
小規模事業者持続化補助金のお知らせ

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限額： 50 万円 ※詳細は公募要領をご覧ください。

※法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主については、補助上限が100万円に引き上がります。

※産業競争力強化法に基づく「認定市町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者については補助上限額が100万円に引き上がります。

◎補助対象者(以下の小規模事業者)

	業 種	従業員数
①	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
②	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
③	製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◎募集期間

第5回受付締切:2021年 6月 4日(金)「郵送:締切日当日消印有効」

第6回受付締切:2021年10月 1日(金)「郵送:締切日当日消印有効」

第7回受付締切:2022年 2月 4日(金)「郵送:締切日当日消印有効」

※本事業の申請に際しては、**地域の商工会で確認**を行い、確認後「様式4・事業支援計画書」を発行してもらう為に一定の日数がかかります。締切までに十分に余裕を持って相談くださいますようお願いいたします。

応募方法:本補助金は、**三沢市商工会**(TEL:0176-53-2175)へ申請願います。

◇公募要領は、青森県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。

(URL) <http://www.aomorishokoren.or.jp/>

青森県商工会連合会 〒030-0801 青森県青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館 5階
TEL : 017-734-3394

◎補助対象者

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合） ・個人事業主（商工業者であること） ・一定の要件を満たした特定非営活動法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 ・任意団体 等

◎補助対象事業及び補助対象経費

【補助対象となり得る販路開拓等（生産性向上）の取組事例】

- ・新商品を陳列するための棚の購入
- ・新たな販促用チラシの作成、送付
- ・新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ・新たな販促品の調達、配布
- ・ネット販売システムの構築
- ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ・新商品の開発
- ・新商品の開発にあたって必要な図書を購入
- ・新たな販促用チラシのポスティング
- ・国内外での商品PRイベントの実施
- ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言
- ・新商品開発にともなう成分分析の依頼
- ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）

【「サービス提供等プロセスの改善」の取組事例イメージ】

- ・業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減
- ・従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装

【「IT利活用」の取組事例イメージ】

- ・新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する
- ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する
- ・新たにPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する
- ・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する

【補助対象となる主な経費】

- ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費